

埼玉県青少年団体連絡協議会運営費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、青少年団体活動の一層の推進を図るため、埼玉県青少年団体連絡協議会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 1 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続きに関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び対象経費)

第2条 補助の対象となる事業及び対象経費は、埼玉県青少年団体連絡協議会の行う別表の事業及び経費とする。

(補助額)

第3条 前条の事業に対する補助額は、予算の範囲内において知事の定める額とする。

(交付申請)

第4条 埼玉県青少年団体連絡協議会会長は、別紙様式第1号による補助金交付申請書を知事に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、様式第2号の事業計画書及びこの補助事業に係る歳入歳出予算書を添付するものとする。
- 3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 4 第1項の申請書の提出期限は、知事の指定する期日とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第4条の2 埼玉県青少年団体連絡協議会会長は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、補助金交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(交付の決定)

第5条 知事は、補助金の交付を決定したときは、別紙様式第3号の補助金交付決定書を申請者に速やかに交付するものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は概算払いとし、請求書の様式は別紙様式第4号とする。

(状況報告)

第7条 埼玉県青少年団体連絡協議会会長は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に交付しなければならない。

(報告)

第8条 埼玉県青少年団体連絡協議会会長は、補助事業が完了したときは、別紙様式第5号による事業実績報告書を知事に提出するものとする。

2 前項の実績報告書には、別紙様式第6号による事業実績書及び補助事業に係る歳入歳出決算書を添付するものとする。

3 第1項の報告書の提出期限は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の3月31日とする。

(書類の整備等)

第9条 埼玉県青少年団体連絡協議会会長は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにする帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了の日から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

この要綱は、平成 21 年度の実施事業から適用する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から施行し、平成 27 年度の実施事業から適用する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

補 助 対 象 事 業	補 助 対 象 経 費
1 協議会運営事業	報償費 旅費
2 研修会開催事業	需用費（食糧費を除く）
3 広報紙発行等広報活動 のための事業	役務費 使用料及び賃借料

別 紙

暴力団排除に関する誓約事項

私は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 当法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

様式第 1 号

年度埼玉県青少年団体連絡協議会運営費補助金交付申請書

埼玉連第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

埼玉県青少年団体連絡協議会
会長 氏 名

下記により 年度埼玉県青少年団体連絡協議会運営費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 関係書類

(1) 年度青少年団体事業計画書 (様式第 2 号)

(2) 補助事業に係る歳入歳出予算書

様式第3号

年度埼玉県青少年団体連絡協議会運営費補助金交付決定通知書

青 第 号
年 月 日

埼玉県青少年団体連絡協議会会長 様

埼玉県知事

年 月 日付け埼青連第 号で申請のあった埼玉県青少年団体連絡協議会運営費補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 交 付 金 額 金 円

2 支 払 方 法

3 条 件

補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く）、中止又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

様式第4号

年度埼玉県青少年団体連絡協議会運営費補助金概算払請求書

第 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住 所
申請者 名 称
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった標記の補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 今回請求額 円
- 3 残額 円
- 4 口座の種類等

金融機関名	支店（本店）名	口座名 (○印をつける)	口座番号
		普通預金口座 当座預金口座	

口座名義人 _____

様式第 5 号

年度埼玉県青少年団体連絡協議会事業実績報告書

埼玉連 第 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

埼玉県青少年団体連絡協議会
会 長 氏 名

年 月 日付け青第 号で交付決定の通知を受けた 年度
埼玉県青少年団体連絡協議会事業が完了したので、関係書類を添えて下記のと
おり報告します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

2 補助金の事業実績額 金 円

3 関 係 書 類

(1) 年度青少年団体連絡協議会事業実績報告書 (様式第 6 号)

(2) 補助事業に係る歳入歳出決算書

